

(印紙税法の一部改正)

第六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三 非課税文書の表(第五条関係)

文書名	作成者
省 略	省 略
独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十三条第一号(業務の範囲)に規定する学資の貸与及び支給に係る業務に関する文書	独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与若しくは支給を受ける者
省 略	省 略
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は同法第一条(目的)に規定する保険者
省 略	省 略
高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第三百三十九条第一項各号(機構の業務)に掲げる業務、同法附則第十一条第一項(病床転換助成事業に係る機構の業務)に規定する業務、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

別表第三 非課税文書の表(第五条関係)

文書名	作成者
同 上	同 上
独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十三条第一号(業務の範囲)に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書	独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者
同 上	同 上
社会保険診療報酬支払基金法(昭和三十三年法律第二百二十九号)に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書	社会保険診療報酬支払基金又は同法第一条(目的)に規定する保険者
同 上	同 上
高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第三百三十九条第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務、同法附則第十一条第一項(病床転換助成事業に係る支払基金の業務)に規定する業務、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第六十条	社会保険診療報酬支払基金

（平成元年法律第六十四号）第二十四条各号（機構の業務）に掲げる業務、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十条第一項各号（機構の業務）に掲げる業務、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第三十六条の二十五第一項各号（基盤機構の業務）に掲げる業務及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の十五第一項各号（基盤機構の業務）に掲げる業務に関する文書	省 略	（平成元年法律第六十四号）第二十四条各号（機構の業務）に掲げる業務、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十条第一項各号（機構の業務）に掲げる業務、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第三十六条の二十五第一項各号（基盤機構の業務）に掲げる業務及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の十五第一項各号（基盤機構の業務）に掲げる業務に関する文書
児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四十三条第二号及び第三号（同条第二号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）に掲げる業務、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条の十四各号（連合会の業務）に掲げる業務、高齢者の医療の確保に関する法律第一百五十五条第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六十七条の十二第一号及び第三号（同条第一号の	省 略	国民健康保険団体連合会

第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第三十六条の二十五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の十五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書	同 上	児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第一百五十五条第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書
同 上	同 上	

省 略	業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書
省 略	

同 上	
同 上	